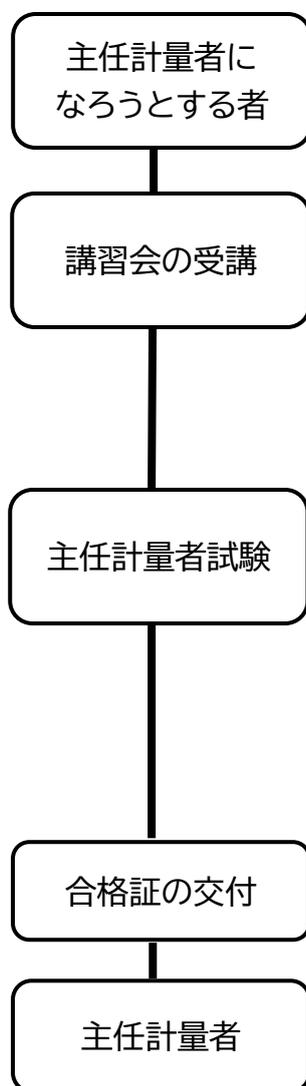


「主任計量者」になるためには



「資格」 1. 計量証明に携わる者

2. 都道府県知事が指定する講習会の修了者

- 「講習内容」 ① 計量法の概要計量証明の概要
② 計量証明事業の概要
③ 特定計量器の基礎知識

「講習時間」 90分

3. 都道府県知事が行う「主任計量者試験」に合格した者

「出題数」 20問

「試験時間」 60分

- 「出題内容」 ① 計量に関する基礎知識 5問
② 計量関係法規に関するもの 10問
③ 計量器に関する知識 5問

「合格基準」 20問で100点中70点以上

「主任計量者試験合格証」が交付される

神奈川県では、他の都道府県が実施した主任計量者試験の合格者も有資格者として認めています。他の都道府県でも同様に、神奈川県が実施した主任計量者試験の合格者を有資格者として認めている都道府県があります。

※都道府県により取扱いが異なるので確認が必要です。